

大学名	要件事実教育についての問題提起など
2	<p>まず、学生が抱えている要件事実に対する不安感を除去するため、実務における運用を体験的に学習させることに配慮している。</p> <p>また、要件事実に関連立証責任を関連させることで、当事者が訴訟において具体的にどのような活動を行わなければならないかということも意識させるように配慮している。</p>
3	<p>「法科大学院の・・・中間まとめ」では、「要件事実と事実認定の基礎を2単位相当置く」ことが提唱されているようだが、要件事実論と事実認定論とは、その内容が必ずしも連動すべきものではありませんので、科目としては、要件事実論はそれ自体で完結させ、事実認定論は、「民事裁判演習」等の実務科目の中でとり上げる方が適切ではないかと考えている。</p>
4	<p>要件事実の基礎的知識が実務のツールとして必要不可欠であることをまず教えたい。</p>
6	<p>学生に要件事実の役割、機能等を理解させるとともに、学生の水準等(司法修習生の前段階にある)にかんがみ、基本的事項を確実に理解させるよう努めている。</p>
7	<p>法科大学院で、どの程度の要件事実教育を行うかは難しい問題である。司法研修所の前期修習と同程度のものは、物理的にもまた、教育能力・学生の学習能力からも不可能である。しかし、中途半端な要件事実教育では、かえって学生に混乱を招くことになりかねない。</p>
10	<p>要件事実論が単に実務上の便宜的技術なのではなく、「実体法の立体的構造に対する理解と解釈そのもの」であることが正しく認識され、その認識が普及し、もって法科大学院制度がその使命を果たしていくためには、結局は、新司法試験の出題に正しい要件事実論が反映されるかどうかを決め手になると想像される。が、逆にまた、そのためにこそ、雑多な社会的事実の中から法的争点を発見しその解決のために法的に意味のある必要十分の事実を抽出するという法の立体的解釈運用能力の養成、すなわちほかならぬ正しい要件事実教育をこそ、各法科大学院において実施し、その成果を、新司法試験関係当局に対して積極的に示していかなばならない。それには、要件事実論の重鎮たる諸先生の指導が疑いもなく肝要である。これ、創価大学法科大学院における要件事実教育研究所の設立と発展に大きく期待する所以である。</p>
14	<p>教材として、実際の事件記録(又はそれに近いもの)を使用することが考えられるが、学生に複写などして配付できるものが十分でないので、今後そのような教材の数が増えることが望まれるのではないか。</p>
16	<p>要件事実教育は民法実体法の理論と実務の架橋と言う意味で法科大学院の教育理念からみても必要不可欠なものである。</p> <p>要件事実教育を通して学生は実定法規の基本構造についての理解を深め、法条文を正確に読み、理解する能力が培われる。他方、それは権利義務等の法律効果の存否認定のための法技術(当事者の役割分担を媒介としての)、という性格をもつものであって、それ自体が自己完結的な性格のものであってはならない。既存の要件事実論に収まりきらない非典型的、非典型的な、複雑で新しい諸事情に対して、どのような要件事実論を構築するかは常に新たな課題として登場する。また、民法理論が再検討されるに伴い、既存の要件事実論も見直しを迫られることがあるはずである。基本的には民法実体法理論の深化、変遷に応じて要件事実論も絶えず反省を迫られるという関係にあることを銘記すべきであると思料する。</p> <p>要は、民法理論においても、要件事実教育においても、常に柔軟な思考、創造性ある思考を鍛錬し、その能力を培うことが肝要であると考えます。</p>

大学名	要件事実教育についての問題提起など
17	要件事実論は、要するに民事裁判の論理学である。この基盤なくしては、訴訟代理人も、裁判官も共通の言語、思考方法を持ち得ないことになる。これなくしては、訴訟の効率、判断の適正が担保されないことを十分に認識する必要がある。
18	あるシンポジウムで要件事実教育については、加藤編「民事訴訟実務の基礎」程度の内容の発言が加藤新太郎裁判官からあった。
20	要件事実教育を単なる形式的技術教育に終わらせることなく、その根底にある立証の公平と実質的正義の考え方に基づくものとするのが重要であると考えている。このことは実務のツールとしての要件事実論の技術的側面を否定するものでは、もちろんない。
23	<p>民事訴訟を意識した科目においては、要件事実を絶えず学生に意識させながら、主張立証や事実認定についての学習を重ねることが肝要であると思われる。</p> <p>ただし、回答者の私見となるかも知れないが、法科大学院においては、要件事実教育のみならず、どのように立証活動を行っていくか、紛争をどのように妥当な解決に導いていくか、紛争当事者とのコミュニケーションをどのように図っていくか、いかにして創造的な法解釈や事実の掘り起こしをしていくか、法曹はどのような役割を果たすことが求められるのか、等々を総合的に身につけさせることが必要であると考えている。</p> <p>要件事実教育は、あくまでもその中の重要な一構成部分をなすにすぎないという位置づけであるので、要件事実教育に特化した科目を設けたり、あるいは司法研修所の前期修習者にあたるような集中した要件事実の訓練を行うことは特に必要ないと考えている。</p>
29	現状では、いまだ実際の教育が始っておらず、具体的な姿を示すことができない。これから勉強させていただきたい。
33	要件事実は、何と言っても技術的なものではあるが、それを通じて各々の学生が、法とは何かを体得できるように心掛けるべきである。
34	当面は司法研修所の要件事実教育を参考にしつつ、教育内容を組み立てているが、他の法科大学院等で参考になる取組みがあれば、積極的に取り入れて、本学の教育内容・方法を改善していきたいと考えている。
35	<p>要件事実教育は法科大学院の教育の中で独自の存在、即ち他の科目と切りはなされた存在、でなく、他の科目と有機的な連携を図る必要がある。</p> <p>要件事実教育は、他の科目例えば行政法、商法、その他の実定法の理解を深めるのに有用かつ有効である点を認識したい。</p>

大学名	要件事実教育についての問題提起など
37	<p>司法修習生時代を振り返って見ると、2年間を通じて要件事実が最大のテーマだった気がする。要件事実というと微細・難解、かつ、専門性及び必要性が高く、ある意味ではマニアックですらあるテーマの授業を担当するに当たって、司法修習生より能力が落ちると思われる法科大学院生に対し、僅か15コマの授業で何をなしているのか不安を抱かざるを得ない。少なくとも、司法修習生と同一ないしは近いレベルの授業を指向しても、徒に混乱を招くだけで理解を得られず、柔軟に対応せざるを得ないだろうと予測している。さればどの程度のレベルで授業し、どの程度の到達度を達成すれば良いのかとなると見当がつかない。簡単な裸の事実から、およその事実整理ができればよいかなとも考える。いずれにしても、要件事実授業から、論理的思考方法や民法全体の中で個々の条文の位置づけを理解し、逆に個々の条文を検討するとき民法全体を見なければならぬことを学んでくれたら良いと思っている。</p>
38	<p>1年次生向けの一般的な民法の「答案の書き方、考え方」の指導の中で、原告、被告双方が主張立証責任を負担する要件事実について、主張 反論 再反論 = 当事者各々からの攻防といった観点から説明すると院生の興味をそそる（「実務的で面白い」と言われる）ようである。授業そのものは2年次後期からなのでまだ行っていないが、パズルのような無味乾燥なものに終わらせないように、できるだけ具体的な生きた事件に引き寄せて話しを作ればと考えている。</p>
39	<p>文部科学省の年間履修制限では、要件事実教育を本当の意味で実現することは難しく、現実に無単位の科目を手当てすることにより、実現するしか方法がなさそうである。</p>
42	<p>民法、民事訴訟法及び要件事実論は、法曹養成のかなめであると考えている。いうまでもなく、法科大学院の制度が創設されたことにより、司法修習は1年に短縮されることになり、短縮された分は法科大学院の授業に任されることになったから、司法修習の前期修習終了程度までの「民事裁判」の内容は、法科大学院で扱うべきものであるということになる。その意味で、前期修習終了程度までの要件事実論は、新司法試験にも出題されることが当然であるし、法科大学院でももっと重要性が強調されるべきだと思う。</p> <p>しかし、必ずしもそのように考えない向きもあるようで、残念に思っている。実務のあり方や司法研修所の要件事実論について批判的に検討することは必要なことだと思うが、法科大学院が法曹養成のためのものである以上、そこでは、要件事実論を含む現在の実務の基礎についての教育を「主」として行うべきであって、実務に対する批判を扱う教育、司法研修所の要件事実論に対する批判を扱う教育、さらにより哲学的な（あるいはより基礎法的な）ものを扱う教育などは、あくまでも「従」として行うほかないと考えている。20年後の民事訴訟法理論を教えるべきだなどという人もいるが、本当に20年後にそうなるかは疑問が大きいし、現在の実務を中心に教育しないとしたら、少なくとも短期的には実務は大混乱することになるであろう。</p> <p>ただ、周知のとおり、民事訴訟法については学界と実務とが相当に乖離しているわけであるが、要件事実教育を含め、法科大学院での教育が両者の緊密な協力関係のきっかけとなってほしいと願っている。</p>
43	<p>まだ本格的な要件事実教育を開始していないが、今後、司法研修所の前期修習がなくなり、いきなり、実務修習に入ることが予定されているとすれば、実務修習での争点整理、判決起案の中心となる要件事実教育を法科大学院において行うことは不可欠と考える。</p> <p>また、実体法特に民法の理解には、証明責任の所在についての理解をもっていることが、重要であり、なるべく早い段階から、要件事実的思考ができるようにすることが不可欠であると考えられる。</p>

大学名	要件事実教育についての問題提起など
45	<p>司法研修所での実務修習が存続する体制下での法科大学院における実務教育のあるべき内容と程度については議論の余地があろうが、要件事実論は、実務家のスキルというより、基本的には実体法の解釈であり、それにより定まる要件をいかにして当事者間の公平を保ちながら訴訟の場に反映させていくかを検討するものであり、学生が、法科大学院において、その基礎的理論を身につけ、要件事実的な考え方に習熟することは極めて意義のあることと思われる。</p> <p>法科大学院での要件事実教育の内容程度は、各法科大学院がそれぞれの理念のもとに創意工夫していくことになるが、初めての試みでもあり、教育方法もさることながら、要件事実教育としてのどの程度の内容(広がりと深さ)のものとするか(例えば、法規不適用説に対する証明責任規範説に触れるのか等)について、指針なり情報なりが得られることを期待している。</p>
47	<p>「要件事実論」の開講に加えて、3年次に「事実認定論」を開講する。</p>
48	<p>地方の大学においては、要件事実教育にあたる人材の供給源に乏しく、この分野においては、インターカレッジでの教材の開発や、できれば人材の派遣等を、今後もより推し進めていただければ非常にありがたい。</p>
49	<p>われわれは、財団法人日本法律家協会法曹養成問題委員会編『法科大学院を中核とする法曹養成制度の在り方』46頁5行目以下9行にわたり説かれている方針が適切であろう、という認識に立つものである。</p> <p>なお、選択必修あるいは選択科目として「行政訴訟実務論」、「憲法訴訟論」、「医療関係訴訟論」、「会社関係訴訟論」などの科目が用意されており、そこでも何らかの形で要件事実に言及する授業が行われるはずである。</p>